

診療明細書(記載例)

入院	保険	患者番号	氏名	〇〇 〇〇 様	受診日	YYYY/MM/DD
受診科						

区分	項目名	点数	回数
診断群分類 (DPC)	* DPC 5日間包括算定	13844	1
医薬品	* フロモックス錠100mg ピフィダー * 点滴注射 ラクテックG注500mL ブスコパン注射液 フルマリン静注用1g 生食100mL * 点滴注射 フルマリン静注用1g 生食100mL		
検査	* 末梢血液一般検査 * CRP定量 * 血液採取(静脈) * 血液学的検査判断料 * 免疫学的検査判断料		

使用された医薬品、行われた検査の名称を記載する

(別紙様式7)

院内掲示例

平成〇年〇月

▲ ▲ 病院

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成〇年〇月〇日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるもので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

(別紙様式 8)

院内掲示例 (正当な理由に該当する場合)

平成〇年〇月

▲ ▲ 病 院

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、希望される方には、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解頂いた上で、発行を希望される方は〇番窓口までお申し出下さい。発行手数料は1枚〇円になります。

なお、全ての患者さんへの明細書の発行については、自動入金機の改修が必要なため、現時点では行っておりませんので、その旨ご了承ください。

(別紙様式 9 - 1)

院内掲示例 (電子請求を行っていないが明細書を発行している場合)

平成○年○月

▲ ▲ 病 院

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、希望される方には、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解頂いた上で、発行を希望される方は○番窓口までお申し出下さい。発行手数料は1枚○円になります。

(別紙様式 9 - 2)

院内掲示例 (明細書を発行していない場合)

平成○年○月

▲ ▲ 病 院

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行するシステムを備えていないため、明細書の発行はしていません。

その点御理解いただき、診療にかかる費用については、初・再診料、投薬、注射などの区分ごとに費用を記載した領収証を発行いたしますのでご確認下さい。

(別紙届出様式)

明細書発行について「正当な理由」に該当する旨の届出書(新規・報告)

平成 年 月 日

保険医療機関又は保険
薬局の所在地及び名称

殿

開設者名

印

1. 以下の「正当な理由」に該当(いずれかの番号に○)

1	明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用している
2	自動入金機を使用しており、自動入金機での明細書発行を行うには、自動入金機の改修が必要

2. 明細書発行についての状況

1	希望する患者への明細書発行の手続き (○を記載)
(1) 発行場所	① 会計窓口 ②別の窓口 ③その他()
(2) 発行のタイミング	① 即時発行 ②その他()
2	費用徴収の有無 有・無
3	費用徴収を行っている場合その金額 円

3. 「正当な理由」に該当しなくなったため、届出を取り下げます。

注1) 本届出書は、レセプト電子請求が義務付けられているが、上記1の「正当な理由」に該当するため、明細書を全患者に無料で発行していない保険医療機関及び保険薬局が提出するものであること。

注2) 正当な理由の1には、明細書発行機能が付与されているが、明細書発行に対応したソフトの購入が必要なレセプトコンピュータを使用している保険医療機関又は保険薬局であって、当該ソフトを購入していない場合を含むものである。

注3) 本届出書を提出した後、領収証の交付に当たって明細書を無料で交付することとした保険医療機関又は保険薬局は、取り下げの届出を行うこと。

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う
実施上の留意事項について

保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第 号。以下「一部改正省令」という。）及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第 号。以下「一部改正告示」という。）が公布され、平成24年4月1日（一部については平成26年4月1日）から適用されることとされたところであるが、その実施に伴う留意事項は次のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう保険医療機関、審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。

記

第1 歯科診療の具体的方針に関する事項（療担規則第21条及び療担基準第21条）

歯冠継続歯について、現在、歯科診療において実施されていないため規定から削除する。また、広範囲顎骨支持型補綴が新たに保険適用の対象とされたことを踏まえ、これについては必要があると認められる場合に行う旨を規定する。

（平成24年4月1日施行）

第2 処方せん様式に関する事項（療担規則様式第2号関係）

- (1) 処方せんの様式を変更し、処方を行う保険医（以下「処方医」という。）が、処方せんに記載した医薬品について後発医薬品に変更することに差し支えがあると判断した場合に、「変更不可」欄に「✓」又は「×」を医薬品ごとに記載し、かつ、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印することとしたこと。
- (2) 「保険医署名」欄に処方医の署名又は記名・押印がない処方せんを受け付けた保険薬局における調剤は従来どおりとすること。また、「保険医署名」欄に処方医の署名又は記名・押印がある処方せんを受け付けた場合でも、「変更不可」欄に「✓」又は「×」が記載されていない医薬品（銘柄名で記載されたものに限る。）について、患者の選択に基づき、従来と同様に、後発医薬品を調剤することができること。
- (3) 一部改正省令の施行の際現にある改正前の保険医療機関及び保険医療養担当規則様式第2号による処方せん（以下「改正前処方せん」という。）については、平成24年4月1日から同年9月30日までの間、これを手書き等で修正することにより、使用することができるものであること。
- この場合にあつては、改正前処方せんに記載した医薬品について後発医薬品に変更することに差し支えがあると判断したときは、改正前処方せんの「保険医署名」欄にある「全て」という文言を削除した上で「保険医署名」欄に署名又は記名・押印し、かつ、医薬品ごとに「✓」又は「×」を記載するなど、医薬品ごとに、当該判断が保険薬局へ明確に伝わるようにすること。
- （平成24年4月1日施行）

第3 明細書の交付に関する事項（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号。以下「療担規則」という。）第5条の2第2項及び第3項、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第4条の2第2項及び第3項並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和58年厚生省告示第14号。以下「療担基準」という。）第5条の2第2項及び第3項並びに第26条の5第2項及び第3項並びに一部改正省令附則第2条及び第3条並びに一部改正告示関係）

療養の給付等に係る一部負担金等の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書の交付については、「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」（平成24年3月5日保発 第 号）による。

（平成26年4月1日施行）